

# 三次市立三和小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日策定

令和 8 年 3 月 31 日改定

## 1 策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健康な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であり、「どの子供にも、どの学校にも起こりうるものである」という認識に立ち、学校は児童生徒の一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応し、関係者が一体となって、いじめの未然防止の充実を図るとともに、早期発見・早期解決に取り組むことが重要である。

いじめの未然防止及び、早期発見解決については、児童一人一人が、安全で安心できる学校、学級・ホームルームの中で、「自分自身が大切にされている」ことを実感できるとともに、夢や目標、志を抱き、自分のよさや可能性を認識し豊かな人生を切り拓くことや、互いに立場や人格を尊重し、心身ともに成長できる教育的環境の実現が重要である。

本基本方針では令和 8 年 3 月改定の「広島いじめ防止基本方針」の示された「三本の柱」をふまえ、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「三和小学校いじめ防止基本方針」を定め、国・県・市・保護者・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

### 広島県いじめ防止基本方針を貫く「三本の矢」

～児童生徒一人一人の自己実現に向けて～

児童生徒一人一人が、自分のよさや可能性を認識し豊かな人生を切り拓くことや、互いに立場や人格を尊重し、心身ともに健やかに成長できる教育的環境の実現を目指し、以下の 3 点を重ね合わせ、より確かな取組とするため「三本の矢」と示し、重点的に推進する。

#### 1 児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

##### (1) 共感的人間関係の育成

自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動し、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりを推進する。

##### (2) 自己存在感の感受

ありのままの自分を肯定的に捉え「自分も一人の人間として大切にされている」ことを、児童生徒が実感できる心を育む。

##### (3) 自己決定の場の提供

児童生徒が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力を育む。

##### (4) 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人にとって「居場所」となる「学校、学級・ホームルームづくり」を推進し、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成する。

#### 2 「いじめ防止委員会」の機能化

(1) 「学校いじめ防止基本方針」が、各学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを検証し、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、絶えず見直しを図る。

(2) 児童生徒の「いつもの違い・変化」や「相談・訴え（保護者等を含む）」などを把握した際には、特定の教職員で抱え込むことなく、その情報を「いじめ防止委員会」につなぎ、組織的かつ実効的な取組を推進する。

(3) 「いじめ防止委員会」における初動対応を機能させるために、教職員同士が共に支え合い、学び合う同僚性を基盤とした心理的安全性の高い安全・安心な環境を構築する。

### 3 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え

(1) 「いじめ防止委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、対象児童生徒を徹底して守り通す。関係児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、いじめの解消に向けて全教職員が一丸となり、それぞれの役割を全うする。

(2) いじめを認知した際に、学校だけで対応を抱え込むことがないように、平時から学校の設置者と連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。

(3) いじめの重大事態の“疑い”が生じた段階で、「法」、「基本方針」、「ガイドライン」に沿った対応を行う。

## 2 いじめの定義等

### (1) いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係<sup>※1</sup>にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響<sup>※2</sup>を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係とは、学校の内外を問わず、尾根児学校、同じ学級・ホームルームや部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

### (2) 対応の留意点

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、対象児童の立場に立つこと。

イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

ウ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「いじめ防止委員会」を活用して行うこと。

エ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

オ 対象児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らないこと。

カ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する

ことが必要なものや、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警

#### 【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(出典 「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定 平成 29 年 3 月 14 日)

察と連携して対応する。

### 3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである」との認識に立ち、就学前よりより学齢期・青年期に至るまで、一貫して自尊感情や社会的な規範意識等を高めるため、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

#### (1) いじめの未然防止

児童の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進し、自他の個性と他者の主体性を尊重しながら、相手の立場に立って考え、自らの行動を決断し、実行する力を育むことや、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係作りに取り組む。

また、児童一人一人にとって「居場所」となる「学校、学級づくり」を推進するとともに、不安や悩みをいつまでも相談できる風土を醸成し、自己実現を支える。

#### (2) 児童の主体的な活動の推進

授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童がいじめをはじめとする学校生活の課題について考え、議論する活動や、自他の生命の尊厳、尊さを深く考え、かけがえのない存在であることを自覚できる活動等の実施、また、絆を紡ぎ、たがいの個性を認め、他者への尊厳と幸せを願う人間関係づくりに取り組むことなど、児童の主体的な活動を指導・支援する。

#### (3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

#### (4) いじめ見逃しゼロ

児童生徒のいつもと違う様子や人間関係の変化など、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

また、定期的なアンケート調査やスクールカウンセラーとの個別面談の実施、電話相談窓口等の

周知等により、児童が不安や悩みを抱え込むことなく、相談できる環境を整備し、いじめを見逃さないための体制を整える。

#### **(5) いじめへの組織的な対応**

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

#### **(6) 学校、家庭及び地域との連携**

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

#### **(7) 関係機関との連携**

いじめ事案への対応においては、対象児童の安全確保や心のケアを迅速に行うために関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携する。

また、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、学校の設置者及び学校と関係機関が適切な連携を行う場合があるため、平素から、関係機関等の担当者の連絡先の把握や、連絡協議会の開催等、情報共有の充実を図る。

### **4 いじめの防止等に関する取組**

学校は、いじめの防止のため、「広島県いじめ防止基本方針」及び、「三次市いじめ防止基本方針」に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に取組を進める。

#### **(1) 児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進**

児童の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童が主体的に課題に挑戦することや多様な他者として協働して創意工夫することの重要性を実感できることが大切である。

そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動し、相互扶助的で、心の触れ合いを基盤とした人間関係作りに取り組み、ありのままの自分を肯定的に捉え、「自分も一人の人間として大切にされている」ことを、児童が実感できる心を育むこと。また、児童が自発的、かつ、他者の主体性を尊重しながら自らの行動を決断し、実行する力を育むことや、児童一人一人にとって「居場所」となる「学校、学級づくり」を推進し、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成する。

そこで、次の「四つの視点」を中心として、取組の充実を図る。

## ア 共感的人間関係の育成

### 多様性に配慮した「学校、学級づくり」

教室に、多様で異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、児童生徒がお互いの違いを理解し、「他者の違いを理解し尊重することが必要である」「多種多様な人がいることで発想の幅が広がり、難しい課題の解決も可能になる」と思えるような機会を作ること。自分と他者の個性をそれぞれに尊重し、相手の立場に立って考え、行動できるようになることにより、共感的で、相互扶助的な人間関係を構築すること。

## イ 自己存在感の感受

### 対等で自由な人間関係を構築する居場所としての「学校、学級づくり」

学校生活において、授業以外にも、クラブ活動や学習発表会・運動会等の行事の運営など様々な観点から、児童が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを探す機会をできるだけ多く提供し、その活動の中で、児童が対等で自由な人間関係を構築できるようにすること。また、児童が自分が行おうとしていることが認められ、周囲の人から応援してもらっていると感じることによって、学校も自分の居場所であると思えるようにすること。

## ウ 自己決定の場の提供

### 自分が誰かの役に立っていると思える自己有用感を育む

自分への信頼は、主体的に活動に参画することを通して、他者から認められ、他者の役に立っていると実感することにより育まれる。例えば、異年齢交流や学級の係活動、児童会活動などにおいて、「何ができるのか」について、児童自身が考える機会を用意し、お互いに助け合いながら積極的に取り組むことにより、児童の自己有用感を育むこと。

## エ 安心・安全な風土の醸成

### 「困った、助けてほしい」と言える環境づくり

困ったときや悩みがあるときに、一人で耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったり、相談したりすることができる雰囲気かどうかは、児童の学校での安心・安全を確保する上で非常に重要である。そうした雰囲気を醸成するためには、「困った、助けてほしい」という声を教職員がしっかり受け止める体制を学校の中に築くことが必要である。日頃の何気ない会話をはじめ、ちょっとした相談にも丁寧に対応することを通じて、児童と教職員との信頼関係を構築し、児童に何か困ったことや悩みが生じた時の「相談してみようかな」という SOS を出しやすい教育的環境を醸成すること。

## (2)「学校いじめ防止基本方針」の策定（見直し）

### ア 策定（見直し）の意義

(ア) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、特定の教職員が情報を抱え込まず、かつ、学校の偉人事案への対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となること。

(イ) いじめ事案の発生時における対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者等に対

し、学校生活を送るうえでの安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる  
こと。

(ウ) いじめを行った児童への成長支援の観点で「学校いじめ防止基本方針」に位置付けること  
により、いじめを行った児童への指導・支援につなげること。

## イ 策定（見直し）の留意点

(ア) 「三本の矢」に基づき、自校の児童の実態や地域の実情を踏まえて策定、見直し行う。

(イ) いじめの未然防止やいじめの早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」など、いじめ  
の防止等全体にかかる内容とする。

(ウ) 「いじめ防止委員会」が組織的かつ実効的に機能するために、具体的な役割・取組等を明  
確に示す。

(エ) いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。

(オ) アンケート調査、個人面談等※の実施や、それらの結果の検証および組織的な対応について  
定めておく。

※ アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信することや、いじめの情報を  
教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを  
理解し、児童からの相談に対しては、迅速に対応することを徹底すること。

(カ) 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。

(キ) 学校のホームページや通信などで公開することや、入学前の説明会、入学時、各年度の  
開始時などに児童生徒、保護者及び関係機関等に説明する。

(ク) 策定した基本方針が実情に即して適切に機能しているかを、「いじめ防止委員会」で検証  
し、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、見直しを図ること。

## (3) いじめ防止委員会の設置等

### ア 「いじめ防止委員会」設置の目的等

(ア) 特定の教職員で情報を抱え込むことなく、学校が組織的に対応することにより、複数の目  
による状況の見立てが可能となること。

(イ) 必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワ  
ーカー、弁護士、医師、警察経験者など外部専門家等が参加しながら対応し、より実効的な  
いじめ事案の解決を図ること。

(ウ) いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」を組織的に行うために  
校務運営組織に位置付け、常設の組織とする。

(エ) 「いじめ防止委員会」の設置目的等を、児童及び保護者に周知すること。

### イ 「いじめ防止委員会」の役割

(ア) 未然防止

a いじめの未然防止及び「いじめ見逃しゼロ」や、いじめを生じさせない環境づくりのため、  
「いじめの未然防止教育」の充実を図ることや、児童が日常的に「相談しやすい環境  
づくり」を行うこと。

b いじめの未然防止教育」の例

(a) 全ての児童が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導は  
もとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習、情報モラル教育などを通し

- て継続的に行う。
- (b) 構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等を通じて円滑に他者とコミュニケーションを図る取組を行う。
- c 「相談しやすい環境づくり」の例
- (a) アンケートの名称の工夫（「いじめアンケート」→「生活に関するアンケート」）アンケート実施後に、教職員やスクールカウンセラーによる個別面談の実施。その後、「いじめ防止委員会」で情報共有。
  - (b) アンケート実施方法の工夫（記名式、無記名式、選択式（児童が選ぶ））
  - (c) 一人1台端末を活用した「心の健康観察」の実施
  - (d) アンケート実施後に、教職員やスクールカウンセラーによる個別面談の実施
- ※アンケートや面談等を通じて得た情報を、組織で共有するための場を設定する。

(イ) 早期発見・早期対応

- a いじめの早期発見や「いじめ見逃しゼロ」のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての機能を担うこと。
- b いじめの早期発見や早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」のため、いじめの疑いに関する情報や生徒指導上の諸課題に係る情報の共有を行うこと。
- c いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩み等）があった際には、緊急会議を開催するなど、いじめとして積極的に認知をするとともに、対象児童及び保護者の意向を確認しつつ、情報の迅速な共有及び児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握を行うこと。
- d 対象児童に対する支援及び関係児童に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携といった対応を組織的に実施すること。

(ウ) 「三和小学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組

- a 「三和小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正等を行うこと。
- b 「三和小学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づき、いじめの未然防止や「いじめ見逃しゼロ」等に係る校内研修を企画し、計画的に実施すること。
- c 「三和小学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、見直しを図ること。

## ウ 「いじめ防止委員会」の機能化

(ア) 児童との信頼関係の構築

教育活動全体で児童の成長と発達を支える大事な生徒指導を推進すること。

(イ) 発見する・気付く

- a 日常的な観察や見守り等から「いつもの違い・変化」や「相談・訴え」などを把握した際には、特定の教職員が情報を抱え込むことなく窓口となる教職員（生徒指導主事等）に伝えること。
- b 「日常的な観察や見守り」の例  
授業中・給食時間の様子、登下校の様子、休憩時間や放課後の様子、人間関係の変化、

アンケート、連絡帳の記載など

- c 児童からいじめや人間関係のトラブル等について相談・訴えがあった際には、後回しにせず、心情や思いに深く寄り添いながら、慶弔の姿勢を大切にすること。

(ウ) つなぐ

- a 早期対応につなげるために、窓口となる教職員（生徒指導主事等）は、報告・相談を受けた情報を管理職の報告し、「いじめ防止委員会」につなぐこと。
- b 管理職は、緊急的な対応が必要か否かを判断するとともに、「いじめ防止委員会」を開催すること。

(エ) 向き合う

- a いじめが疑われる情報や、児童の人間関係に関する悩みなどを把握した際には、「いじめ防止委員会」において、迅速に情報共有を行い、事実関係を把握するとともに指導方針を明確化すること。
- b 「いじめ防止委員会」が情報の収集と記録の共有を担うため、教職員はささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「いじめ防止委員会」に報告・相談すること。
- c 「いじめ防止委員会」に集められた情報は、個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化すること。
- d 「いじめ防止委員会」に、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを参画させるなど、実効的な機能を果たせるようにすること。
- e 認知したいじめ事案については、その解消に向けて、全教職員が一丸となり、それぞれの役割を全うすること。

(オ) 初動対応の機能化

特定の教職員の抱え込みを防ぐために、教職員同士がともに支え合い、学び合う同僚性を基盤とした心理的安全性の高い安心・安全な環境を構築すること。

#### (4) いじめ事案の組織的な対応

##### ア 「学校いじめ防止基本方針」を踏まえた対応

「いじめ防止委員会」に置いて認知したいじめ事案については、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、対象児童を徹底して守り通すこと。いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導すること。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、学校の設置者及び関係機関等との連携のもとで取り組むこと。

##### イ 警察への相談・通報

「いじめ」の中には、SNSを介したインターネット上のいじめ事案、暴力行為やいじめの動画、誹謗中傷等がSNS等に投稿・拡散される事案など、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応すること。

## ウ いじめの解決に向けた取り組み

認知したいじめ事案は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」2つの要件を満たし、他の事情も勘案して判断すること。

### 〈いじめ解消の要件〉

#### ① いじめに係る行為が止んでいること。

対象児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする。

#### ② 対象児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象児童本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

(ア) いじめの被害の重大性等から、さらに長期の取組・見守り等の期間が必要であると判断された場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

(イ) 相当の期間が経過するまでは、対象児童及びいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(ウ) いじめが解決に至っていない段階では、対象児童を徹底的に守り通し、「いじめ防止委員会」において、いじめが解消に至るまで対象児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

(エ) いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校は、当該いじめの対象児童及びいじめを行った児童を、日常的に注意深く観察すること。

## 5 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え

いじめの重大事態へ適切に対応するためには、「三和小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用することにより、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が必要である。

「いじめ防止対策推進法」が定めるいじめの重大事態とは以下の通りである。

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記の法規に定められている通り、重大な被害等の「疑い」の段階からいじめの重大事態として取組み、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、いじめの重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。

## (1) いじめの重大事態の基本的な考え方

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

など、対象児童の状況に着目して判断する。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に着手する。

加えて、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、予断を持たず、事実に基づき、報告・調査等に当たる。

児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないこと留意する。

## (2) いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、学校は直ちに学校の設置者に報告するとともに、学校の設置者の指導・支援の下で校内対策委員会等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

## (3) 学校に置ける平時からの備え

### ア 生徒指導体制の確立

年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により、「学校いじめ防止基本方針」はもとより、「いじめ防止対策基本法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等について理解し、いじめの重大事態とは何か、いじめの重大事態に対してどう対処すべきかについて、職員の共通認識を図る。

また、実際にいじめの重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、臨時の「いじめ防止委員会」を開催するなど、各教職員への適切な役割分担等を行い、組織的な対応を行うための生徒指導体制を確立する。

### イ 学校の設置者等との連携

学校だけで対応を抱え込むことがないよう、平時から教育委員会などの学校の設置者と連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。

### ウ 記録等の作成及び保管

いじめの重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における児童への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「いじめ防止委員会」において会議を開催した際の記録や、児童への指導及び支援を行った際の記録を作成し、保存しておくこと。

また、重大事態調査を行う際には、正確な記録が必要であり、推測や乾燥のような記録は事実の検証が困難となる可能性があるため、「確認できた事項」と「確認できなかった事項」などの情報を記録として残す。

例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されていることや、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、学校又は学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて適切に管理する。

## エ いじめの重大事態の未然防止

いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体で「三本の矢」を推進し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

また、暴力行為やいじめ等の動画、個人情報等が SNS に投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し毅然とした対応を行う。

## 6 「三和小学校いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

三和小学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

令和8年3月の「広島県いじめ防止基本方針」の改定に伴い、「三和小学校いじめ防止基本方針」を改定する。